

## いわき市地域自立支援協議会について

### 1 設置根拠

障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項（努力義務）

### 2 目的

市町村が行う地域生活支援事業のなかで設置することとなっており、協議会は、関係機関等が相互の連携を図ることで、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことで、障がい者等への支援体制の整備を図ることを目的とする。

### 3 構成

#### (1) 全体会議

- ・ 学識経験者、団体、施設等、関係機関、市民代表の 20 人で構成。（任期 3 年）
- ・ 事務局は障がい福祉課。

#### (2) 運営会議（任意設置）

- ・ 相談支援事業所等で構成。
- ・ 事務局は、市委託先のそよ風ネットいわき及び障がい福祉課。

#### (3) 専門部会（任意設置）

- ・ 4 部会（地域移行支援、地域生活支援、児童・療育支援、就労支援）から成る。
- ・ 事務局は障がい福祉課。各部会長及び副会長は相談支援事業所等から選出。

### 4 主な機能（「運営要綱」及び留意事項通知による。）

#### (1) サービス提供・支援体制の整備・構築、関係機関の連携について

- ア 障がい者等への支援体制に関する課題の共有
- イ 関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
- ウ 障がい虐待の未然防止、早期発見・対応に向けた体制構築に関する協議
  - ・ 関係機関等との連携協力体制の構築、強化
  - ・ 高齢者や児童虐待防止に対する取組との連携

#### (2) 個別事例について

- ア 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
  - ・ 専門部会等における個別事例の支援のあり方についての協議

#### (3) 専門部会等について

- ア 専門部会等の設置、運営、等
  - ・ 地域移行及び地域定着支援に関する専門部会等において、関係機関等の協力体制の強化を図り、地域移行支援の対象となりうる者を相談支援事業者に

円滑につなげる取組

- ・ 障害福祉サービスの提供体制の整備やインフォーマルな社会支援も含めた支援体制の整備

**(4) 相談支援事業について**

- ア 相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握
- イ 相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- ウ 市から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価
  - ・ 事業運営の中立性・公平性を確保する観点で委託事業者の事業運営等について評価する取組

**(5) 基幹相談支援センターについて**

- ア 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証

**(6) 市障がい福祉計画との関係について**

- ア 市障がい福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言

**(7) 県協議会との関係について**

- ア 課題等について県協議会への必要に応じた報告